

本市における地域活動と市民活動の補助金比較表

比較項目	地域アクション いきいき補助金	市民活動・協働応援制度補助金			
		スタートアップ コース	ステップアップ コース	市民タイアップ コース	市民×行政 コラボアップコース
対象となる活動	地域を限定した市民活動	小田原市を中心に地域にとらわれない市民活動			
補助対象団体	・2人以上の市民で構成 ・市内における地域の課題 解決に取り組む団体 (既存の団体も対象)	・3人以上の市民で構成 (市民には在学、在勤、在活動する方を含む。法人格の有無は問わない。) ・小田原市を中心として市民活動を行い、今後も継続する見込みのある 非営利団体			
補助上限額	4万円	10万円	20万円	30万円	30万円
補助率	90%	100%	70%	70%	90%
補助回数	1事業1回のみ	1団体1回のみ	1事業3回まで	1事業3回まで	1事業2回まで
必要書類	・補助事業計画書 ・収支予算書 ・構成員名簿 ・その他市長が必要と 認める書類	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書 ・団体の概要 ・役員等氏名一覧表 ・事業計画書 ・事業収支予算書 ・団体の規約等 ・(法人のみ)前年度決算書もしくは当年度予算書 			
		<ul style="list-style-type: none"> ・協働調書 ・協働相手の役員等氏名一覧表 (行政は除く) ・協働相手の規約(行政は除く) 			
対象 経費	謝礼	○(報償費)			○
	交通費	○			○
	消耗品費	○			○
	印刷製本費	○			○
	食糧費	—			○
	通信運搬費	○			○
	保険料	○			○
	使用料及び賃借料	○			○
	備品購入費	—			○
	その他	市長が特に必要と認めた経費			
募集時期	当該年度中随時 ※令和7年度事業 令和7年5月1日から 12月26日まで (予算上限に達し次第終了)	前年度の11月初旬から12月中旬 ※令和8年度事業:令和7年11月1日から12月15日まで			
予算額	40万円	200万円			
審査方法	先着順、書類審査のみ (地域政策課で審査)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次審査:書類審査(市民活動推進委員会で審査) ・第二次審査:公開プレゼンテーション(市民活動推進委員会で審査) 			
事業期間	補助金交付の年度内	←			
報告義務	実績報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書の提出 ・翌年6月頃の報告会出席(現地参加によるプレゼンテーション) 			
その他	地域コミュニティ組織への情報 提供を必須としている				